

豊田郡大崎上島町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年四月三十日

広島県人事委員会

委員長 加藤

誠

広島県人事委員会規則第二十号

豊田郡大崎上島町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

豊田郡大崎上島町の管理職員等の範囲を定める規則（平成十五年広島県人事委員会規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表町長部局の項中「主幹（総務課）」を削り、同表支所の項を削り、同表教育委員会事務局の項中「教育長 課長」を「課長 教育指導監」に改め、同表に次のように加える。

幼稚園

園長 教頭

附則

- 1 この人事委員会規則は、公布の日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の規定により教育長がなお従前の例により在職する間においては、当該教育長に係る地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十二条第三項ただし書に規定する管理職員等の範囲については、なお従前の例による。